（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二　（略）

三　保護具、命綱、墜落制止用器具及び作業用救命衣の使用方法

四・五　（略）

2　（略）

（記録の作成及び備置き）

第十三条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二　（略）

三　安全担当者、消火作業指揮者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項

四～七　（略）

（規定の作成）

第十四条　船舶所有者は、所轄地方運輸局長が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

（船員の遵守事項）

第十六条　（略）

2　（略）

3　船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において墜落制止用器具又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用しなければならない。

（健康検査に係る書面等の提出等）

第三十一条の二　船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写し（以下この条から第三十一条の四までにおいて単に「書面等」という。）を提出させなければならない。

2　書面等の作成に要する費用は、船舶所有者の負担とする。

（書面等の保存）

第三十一条の三　船舶所有者は、書面等を五年間保存しなければならない。

（健康検査結果についての医師からの意見聴取）

第三十一条の四　船舶所有者は、健康検査の結果（当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。）に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該船員が書面等を船舶所有者に提出した日から三月以内に医師の意見を聴かなければならない。

2　船舶所有者は、前項の規定により聴取した医師の意見について記録を作成し、書面等と併せて保存しなければならない。

3　船舶所有者は、医師から第一項の意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二　（略）

三　保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四・五　（略）

2　（略）

（記録の作成及び備置き）

第十三条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二　（略）

三　安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項

四～七　（略）

（規定の作成）

第十四条　船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

（船員の遵守事項）

第十六条　（略）

2　（略）

3　船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

（新設）

（新設）